

4. 貿易障害を生じる基準認証と国際規律

イ. 調査の目的

我が国機械工業の輸出・海外進出上、急速に浮上している問題が貿易の技術的障害に関する分野である。我が国企業が開発した技術を組み込んだ製品が輸出される場合、輸入国が同分野で独自の技術規格・安全基準等を定め、ラベル表示を義務づけることによって、日本からの輸出が阻害される恐れが出てきた。従来は農水産関連の分野に止まっていたが、最近ではこの動きが工業製品にまで及びかねないと危惧されている。これはかつて問題化した基準認証問題に類似した、国内技術規格と国際的な技術標準の整合、通商上の障壁へと発展しかねない。

このため、機械工業関連業界、政府関係等に対して、貿易投資の拡大に重要な役割を果たす分野における技術上、紛争になりうる課題を浮き彫りにする。殊に TPP、RCEP、日中韓など地域 FTA で貿易自由化が進展するにつれて、各国の産業保護、海外市場における競争の土俵は自国本位の技術・規格・安全等の 1 基準による障壁を設定する可能性があるため、我が国企業がいち早く対応できる体制を整えとともに、政府が同分野であるべき標準化の方向性を打ち出し、日本の主導性を確保する。

TPP、RCEP、日中韓等自由貿易協定の実施を展望し、それら関税の枠組み外で発生する自由貿易阻害要因を摘出することが、実質的に自由貿易を発展させるために重要である。その重大な阻害要因の一つと目される機械工業品の検査・安全・技術等の基準について、いち早く我が国としての対策を講じ、戦略的な標準化の方向性を打ち出すための状況判断材料を広く官民に提供することを目的とする。

ロ. 調査結果の概要

第 1 章 日本の基準認証と国際規格との整合事情について

本稿は、現在までの我が国における基準認証制度と国際規律との整合化への取り組みを記している。現在、経済のグローバル化の中で、貿易障害を極力少なくしていくためには、国際規律に整合した標準化（規格）及び認証制度の確立が必要不可欠である。このことから、主に WTO/TBT 協定と我が国の JIS 制度、JIS マーク表示制度等との関係を整理した。これまでの取り組みを振り返ると、我が国旧来のキャッチアップ体質のまま、規格、ルールを、外部から持ち寄り、国際的な整合化を成し遂げてきている。今後とも、国際規格、国際ルールの重要性の高まりが継続していく中、この習性を改め、我が国が、国際的なルールメーカとなるため、企業の積極的な海外進出が必要である。

第 2 章 TBT 協定の解釈及び適用に関する近年のパネル・上級委員会報告

近年、TBT 協定に関するパネル・上級委員会報告が多数採択され、TBT 協定規定の意味の明確化が図られつつある。中でも、米国クローブタバコ関連措置事件、米国マ

グロ・ラベリング措置事件、米国 COOL 要件事件における、TBT 協定附属書 1 パラグラフ 1（「強制規格」の定義）、TBT 協定 2 条 1 項（内国民待遇義務）、TBT 協定 2 条 2 項（「国際貿易に対する不必要な障害」をもたらさない義務）、TBT 協定 2 条 4 項（「国際規格」を「基礎として」用いる義務）の解釈は、今後の紛争において先例として参照されると予想される。

第 3 章 WTO 調達協定と標準化

政府調達とは、政府機関及び政府によって指定され、WTO 政府調達協定によって WTO に届け出られた団体による物品、サービス等の調達であるが、これに対して、国際規律として WTO 政府調達協定が適用される。その主要内容は、調達機関は調達の仕様策定に当たり国際規格に準拠すべきこと、入札は原則として公開入札又は選択入札によることとし、例外的に限定入札（随意契約）が認められること、入札参加者から競争を妨げるような内容の助言を受けてはならないこと、無差別原則（最恵国待遇、内国民待遇）を遵守すべきこと、しかし、公德維持、国家安全保障等の正当な理由がある場合には、例外が認められること、等である。また、発展途上国については、種々の例外が認められている。

政府調達協定に関する紛争処理については、WTO 紛争処理手続による他、加盟各国は国内紛争処理機関を設置しなければならない。我が国においては、「政府調達苦情処理検討委員会」（CHANS）が内閣府内に設置されている。モトローラ/JR 事件においては、JR が「SUICA」の入札において JR の採択した仕様が ISO の国際規格案（ISO・IEC1443 TypeB）に準拠しなかったこと、仕様策定において落札者であるソニーから不当に助言を得たこと、ISO の規格案は事実上の標準であるのにそれを採択しなかったこと、が政府調達協定違反であるとして、JR を相手に CHANS に苦情申し立てを行った。CHANS は、ISO の国際規格案はまだ正式に採択されていないこと、JR とソニーが共同研究をただけでは不当な助言を受けたとはいえないこと、及び、ISO 規格案は未だに事実上の規格の水準に達していないことを理由として、モトローラ社の申し立てを排斥した。

研究開発を伴う高度機材調達において、研究開発で落札した者が機材調達入札において不当に有利になることを回避して公正な競争を維持する必要があるが、このために、米国防省、宇宙航空局（NASA）においては、研究開発の入札における落札者と機材調達の入札における落札者を分離する等の方式が行われることがある。これらは参考とすべき面があるが、企業の研究開発や機材開発のインセンティブを阻害するおそれもあるので、その採択に当たっては、慎重な配慮が必要である。

第 4 章 中国の技術標準に関する仮想事例 — TBT 協定適合性の観点から —

本章では、中国が一定の技術標準を強制規格として採用したという仮想事例を取り上げ、当該事例の中で取られた措置の TBT 協定適合性を検討する。まず、中国による独自標準の制定やその国際標準化の動きを紹介した上で、具体的な仮想事例を紹介し、同事例でとられた中国の措置が、TBT 協定との適合性の観点から、どのように評価さ

れるか争点毎に分析する。以上の検討を受け、最後に日本政府及び日本企業がとるべき戦略について私見を述べる。

(この報告書は、公益財団法人 **JKA** からの競輪の補助金により作成した。)